
プロジェクト 四半期報告書制度の見直しへの対応

項目 本日の審議事項

I. 本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会において審議頂く事項の概要についてご説明することを目的としている。

II. これまでの経緯

2. 2023 年 12 月 15 日に公表した企業会計基準公開草案第 80 号「中間財務諸表に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第 82 号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」（以下合わせて「公開草案」という。）に寄せられたコメントへの対応の検討を行い、第 522 回企業会計基準委員会（2024 年 3 月 18 日開催）で承認を得たうえで、2024 年 3 月 22 日に企業会計基準第 33 号「中間財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 32 号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下合わせて「中間会計基準等」という。）を公表した。
3. 中間会計基準等に合わせて日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 7 号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（以下「資本連結実務指針」という。）の改正が必要となることから、日本公認会計士協会は 2024 年 3 月 22 日に資本連結実務指針の改正に係る公開草案¹を公表し、2024 年 4 月 22 日を意見募集期限として意見を募ったが、特段の意見は寄せられなかったため、第 525 回企業会計基準委員会（2024 年 5 月 9 日開催）において、日本公認会計士協会へ改正を依頼することが決議された。
4. 本資料第 2 項の公開草案では、中間会計基準等の公表後の四半期報告書制度の見直しに関連する基準開発の方向性について意見を募集し、中間会計基準等と併せて公表した「公表にあたって」では、公開草案に寄せられたコメントを踏まえ、今後の基準開発の方向性について、今後検討を行う予定であるとしていた。
5. また、中間会計基準等では、短期的な対応として、他の会計基準等の改正又は修正

¹ 資本連結実務指針の改正に係る公開草案については、日本公認会計士協会のウェブサイト (https://jicpa.or.jp/specialized_field/20240322ruz.html) を参照のこと。

について読替える取扱いを定めていたが、他の会計基準等の改正又は修正については用語への置換え等により対応することが一般的であるため、追加的な検討を行うことが考えられる。

III. 本日の検討事項

6. 本日は、本資料の第4項及び第5項を踏まえ、四半期報告書制度の見直しに関連する課題への今後の検討方針（審議事項(4)-2）についてご審議いただきたい。

以 上